

五日市メープルマリーナ施設 使用許可申請の手引き

(五日市漁港フィッシャリーナ)

H22.4 広島県

1 五日市メープルマリーナ施設の施設概要

(1) 施設の利用について

ア 開場時間

艇置施設及び駐車場 24時間(ゲート管理)
 上記以外の施設(クレーン作業含む) 午前9時から午後5時まで

イ 利用時間

艇置施設及び駐車場 24時間利用可能
 上記以外の施設(クレーン作業含む) 開場時間と同じ

ウ 施設の休業日

- ・ 火曜日(その日が国民の祝日に関する法律に定める休日に当たるときは、その翌日)
- ・ 12月29日から1月3日までの間

※ 上記以外にも、施設管理上、臨時に休業日や開場時間に変更となる場合があります。

(2) 施設の利用区分及び使用料

ア 艇置施設

(ア) 定期利用する場合

a 海上艇置施設

施設の区分	区画数	使用料(1棧橋当たり年額)	参考(月割り)
6メートル棧橋	48	206,400円	17,200円
7.5メートル棧橋	72	258,000円	21,500円
10メートル棧橋	332	344,400円	28,700円
11メートル棧橋	84	379,200円	31,600円

b 陸上艇置施設

施設の区分	艇置施設の使用料(A) (1隻当たり年額)	上下架施設使用料 (B)(年額)	合計 (A+B)	参考 (月割り)
艇長 7メートル未満	235,200円	28,500円	263,700円	21,975円
艇長 7メートル以上 8メートル未満	268,800円	32,600円	301,400円	25,117円
艇長 8メートル以上 9メートル未満	302,400円	36,700円	339,100円	28,259円
艇長 9メートル以上 10メートル未満	336,000円	40,800円	376,800円	31,400円
艇長 10メートル以上 11メートル未満	369,600円	44,800円	414,400円	34,534円
艇長 11メートル以上 12メートル未満	403,200円	48,900円	452,100円	37,675円
艇長 12メートル以上 13メートル未満	436,800円	53,000円	489,800円	40,817円
艇長 13メートル以上 14メートル未満	470,400円	57,100円	527,500円	43,959円
艇長 14メートル以上 15メートル未満	504,000円	61,200円	565,200円	47,100円

◎ 陸上艇置施設を定期使用する場合は、陸上艇置施設と同一期間の上下架施設の使用許可が必要です。

- ◎ 陸上艇置施設の定期利用者が施設に整備している「貸し船台」を利用する場合は、上記の合計額に加え、次の使用料が必要となります。

船台使用料	1台(年額)	30,000円
-------	--------	---------

※なお、「貸し船台」の数には限りがあります。先着順で受け付けを行い、船底形状等が適合するものに貸し出します。

(イ) ビジター利用(一時利用)する場合

a ビジター用海上艇置施設

艇の区分	艇置施設の使用料(1隻1日につき)
艇長 7メートル未満	1,050円
艇長 7メートル以上 9メートル未満	1,550円
艇長 9メートル以上 11メートル未満	1,800円
艇長 11メートル以上 12メートル未満	2,400円
艇長 12メートル以上 15メートル未満	3,300円

b 船台(艇を一時陸揚げする場合)

船台使用料	1台(日額)	1,250円
-------	--------	--------

※ 海上艇置施設の定期利用者が使用する場合は、この使用料が必要となります。

イ 上下架施設

○ 陸上艇置施設の定期利用者が使用する場合

使用料は、1ページの **ア 艇置施設** の **b 陸上艇置施設** の表中「上下架施設使用料(B)(年額)」の額となります。

○ 一時利用の場合

艇の区分	上下架施設の使用料(1隻1回につき)
艇長 7メートル未満	1,600円
艇長 7メートル以上 9メートル未満	1,800円
艇長 9メートル以上 11メートル未満	2,400円
艇長 11メートル以上 12メートル未満	3,300円
艇長 12メートル以上 13メートル未満	5,000円
艇長 13メートル以上 15メートル未満	7,000円

※ 海上艇置施設の定期利用者が使用する場合は、この使用料が必要となります。

ウ 駐車場

利用の区分	使用料(1台1回につき)
1時間までごとに	180円
5時間を越える場合、24時間までごとに	1,000円

- 五日市メープルマリーナ施設の艇置施設を定期利用する場合は、使用許可を受けた方の駐車場1台分の使用は、貸与する使用者用パスカード(青色)の使用により無料となります。

エ その他施設

研修室やシャワーを利用される場合は、施設管理棟でお申し込みください。

◇ 研修室（申込みは、前日までにお願いします。）

利用の区分	使用料（1室）
1時間までごとに	1,000円

◇ シャワー

利用の区分	使用料
1人 1回につき	100円

◇ 多目的広場（申込みは、概ね30日前までにお願いします。）

各種イベントや研修などの催しで、御利用いただけます。

利用を希望される場合は、施設管理棟でお申し込みください。

利用の区分	占用料
100㎡につき3時間までごとに	130円

2 申請書類及び申請期間など

施設・利用の区分	申請書類等	必要な添付書類※	申請期間	
定期利用	○艇置施設（海上・陸上） ○上下架施設 ○船台 ※共同使用者がいる場合 ○共同使用者届出書（最大5名まで）（様式2）	○船舶検査証書の写し又は動力漁船登録票の写し	[新規許可] 使用開始日の3月前から1月前までの間 [更新許可] 従前の許可満了2月前まで	
		法人申請		①法人の登記簿謄本 ②法人管理責任者の住民票（3ヶ月以内に交付されたもの） ③法人管理責任者の次のいずれかの写し ア 自動車運転免許証 イ 小型船舶操縦免許証 ウ パスポート
		個人申請		①申請者の住民票（3ヶ月以内に交付されたもの） ②申請者の次のいずれかの写し ア 自動車運転免許証 イ 小型船舶操縦免許証 ウ パスポート
		共同使用者		①共同使用者の住民票（3ヶ月以内に交付されたもの） ②共同使用者の次のいずれかの写し ア 自動車運転免許証 イ 小型船舶操縦免許証 ウ パスポート
		○申請者と船舶所有者が異なる場合は、船舶の使用権限を有することが証明できる書類 ○船舶が共同所有で、船舶検査証書の船舶所有者欄に申請者の氏名が記載されていない場合は、小型船舶検査登録事項通知書の写し又は小型船舶検査登録事項証明書（一部事項）の写し		

施設・利用の区分	申請書類等	必要な添付書類※	申請期間
ヒーター・一時利用 ○艇置施設（海上） ○上下架施設 ○船台	○職員に利用者の氏名と住所を教えてください。		使用する時
○研修室	○使用許可申請書（様式第7号）		使用開始日の前日まで
○シャワー	○職員に教えてください。		使用する時
○イベント広場	○管理施設施設占有許可（変更）申請書（様式第4号）		概ね使用開始1月前まで
○駐車場	○駐車場自動発券機から駐車券を受取ってください。		

※ 上記以外にも、特に必要と認める場合には、確認書類等を求める場合があります。

3 申請窓口

指定管理者 株式会社ひろしま港湾管理センター

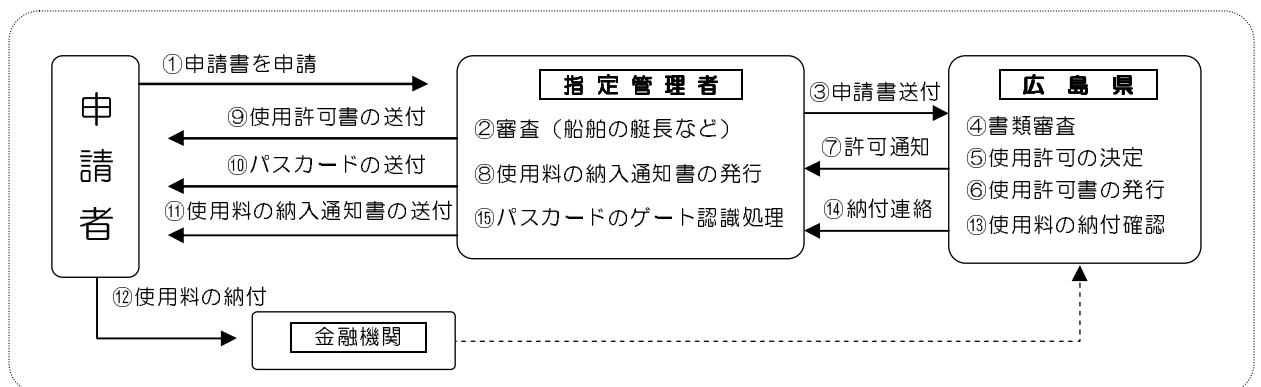
五日市メープルマリーナ施設管理棟内（広島市佐伯区海老園3丁目25-1）

電話 082-943-7760 FAX 082-922-8919

4 使用期間

使用許可に係る使用期間は、1年以内です。

5 艇置施設の使用許可の主な流れ（定期利用の場合）



6 パスカードの貸与

艇置施設の定期使用者を対象として、使用許可後に艇置施設の出入口ゲートや駐車場のゲートで利用する「パスカード」を貸与します。

なおパスカードには、次の2種類があります。

パスカードの種類	カードの色	貸与する枚数	使用可能なゲート	備考
使用者用パスカード	青色	使用許可を受けた者に1枚貸与します。	①艇置施設の出入口ゲート ②駐車場の出入口ゲート	駐車場1区画の使用料は生じません。
共同使用者用パスカード	緑色	共同使用者1名に対して1枚を貸与します。 <small>（最大1枚）</small>	①艇置施設の出入口ゲート	使用許可申請時に共同使用者届出書の提出が必要です。

○ 艇置施設の使用を止めた場合には、パスカードを返却してください。

○ 自己都合によりパスカードを紛失等された場合の再発行の費用（1枚1,000円）は、各自負担となります。

7 施設の利用の制限等

(1) 許可の制限

施設の使用の目的又は方法が、次のいずれかに該当する場合は、施設の使用許可を受けることができません。

また、許可を受けた後において、次のいずれかに該当した場合は、その許可を取り消す場合があります。

ア 公益を害し、又は風俗を乱すおそれがあると認められるとき、その他住民の福祉を増進する目的に照らし適当でないと認められるとき。

イ 施設を損傷するおそれがあると認められるとき。

ウ 集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織（いわゆる暴力団など）の利益になると認められるとき。

エ その他施設の管理及び運営上支障があると認められるとき。

(2) 許可の基準等

艇置施設の使用許可の申請を行う方が、次のいずれかの基準に該当する場合は、使用許可を受けることができません。

また、許可を受けた後において、次のいずれかに該当した場合は、その許可を取り消す場合があります。

ア 使用料を滞納している場合。

（納期限から2ヶ月以上経過しても条例に定める使用料（納入通知書に記載された使用料）の全部又は一部が滞納となっているとき。）

イ 過去に五日市メープルマリーナの使用許可を取り消され、その取り消しのあった日から起算して1年を経過していない場合。

ウ 広島県漁港管理条例（昭和40年条例第35号）の規定により過料に処せられ、その処分のあった日から起算して1年を経過していない場合。

エ 施設の使用の内容が、艇置施設の安全かつ効率的な利用を妨げるおそれがある場合。

オ 施設の使用の内容が、艇置施設的能力に照らして適切なものでない場合。

カ その他知事が艇置施設の使用を不適当と認める者である場合。

（いわゆる暴力団の構成員、行政財産使用料を滞納している者及び五日市漁港メープルマリーナ（五日市メープルマリーナ暫定棧橋を含む）を不正に使用していた期間のある者等。）

(3) 艇置施設を利用できる船舶や申請者の要件

ア 艇置する船舶の要件

艇置施設に艇置する船舶は、次の要件を満たしていなければなりません。

(ア) 艇置施設内に艇置が可能な船舶であること。

(イ) 排水装置を備えていること。

(ウ) 総トン数20トン未満の船舶の場合には、小型船舶の登録等に関する法律に定める船舶番号を船体に表示していること。ただし漁船の場合には、漁船法に定める登録番号を船体に表示していること。

(エ) パーソナルウォータークラフト、カヌー、セールボードやそれらに類するものでないこと。

(オ) その他艇置施設の使用を不適当と認められる船舶でないこと。

イ 艇置施設の申請者の要件

(ア) 上記アの要件を満たした船舶の所有権又はリース契約等により当該船舶に独占的な使用权を有する者であること。

(イ) 当該船舶が法人の所有である場合には、法人管理責任者として指定管理者に登録される者がいること。

(ウ) 集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織（いわゆる暴力団など）の利益になると管理者が認める者その他管理者が艇置施設の使用を不相当と認める者でないこと。

8 使用料の納付

○ 使用料は、施設の使用を開始するまでに全額を前納してください。

○ なお、特別な理由があると認められた場合には、使用料を分納することができます。詳しくは、窓口にお問い合わせください。

9 使用料の減免制度

身体に障害のある方等が施設を使用する場合には、所定の要件を満たせば、使用料が減免になります。詳しくは、窓口にお問い合わせください。

10 使用料の還付

施設の使用料の返還は、使用することができなくなった期日等につき、月割計算により行います。還付請求は書面により行ってください。

11 許可の変更

(1) 許可を受けた事項を変更する場合は、変更許可申請書を変更しようとする日の1月前までに提出してください。

〔例〕 ・ 使用許可を受けた船舶の船長や船幅が変わった場合
・ 艇置する船舶が替わった場合 など

(2) 変更内容が氏名、名称又は住所のみの場合は、届出をしてください。

〔例〕 ・ 使用許可を受けた方の住所、改姓、連絡先が変わった場合
・ 共同使用者が変わった場合
・ 共同使用者の住所や連絡先が変わった場合 など

※ 変更の申請・届出をする場合には、それぞれ変更事項に関する添付書類が必要となります。

12 その他留意事項

(1) 艇置施設使用基準

五日市メープルマリーナ施設の艇置施設内に艇置が可能な船舶の基準は次のとおりです。

ア 海上艇置施設内に艇置が可能な船舶の基準

- ① 喫水が2.5メートル以下であること。
- ② 海上艇置施設のうち6メートル桟橋においては、艀装品及び船外機等を含む船首から船尾までの実測の最大長(以下「実測全長」という。)が6.0m以下であり、かつ艀装品等を含む左舷から右舷までの実測の最大長(以下「実測最大幅」という。)が2.5m以下であること。
- ③ 海上艇置施設のうち7.5メートル桟橋においては、実測全長が7.5メートル以下であり、かつ実測最大幅が2.5メートル以下であること。
- ④ 海上艇置施設のうち10メートル桟橋においては、実測全長が10.0メートル以下であり、かつ実測最大幅が3.3メートル以下であること。
- ⑤ 海上艇置施設のうち11メートル桟橋においては、実測全長が11.0メートル以下であ

り、かつ実測最大幅が4.3メートル以下であること。

⑥ 実測とは、実際に海上艇置施設に係留される状態での計測をいう。

ただし、船外機船の場合は、船外機を上げた状態で計測するものとする。

また、船内外機船の場合は、ドライブを上げたときにプロペラが全て海面から出るものはドライブを上げた状態で計測するものとし、出ないものはドライブを下げた状態で計測するものとする。

イ 陸上艇置施設内に艇置が可能な船舶の基準

① 実測全長が15.0メートル未満であり、かつ実測最大幅が4.9メートル以下であること。

また、船舶及び船舶への積み込み物を合計した総重量が18トン以下であること。

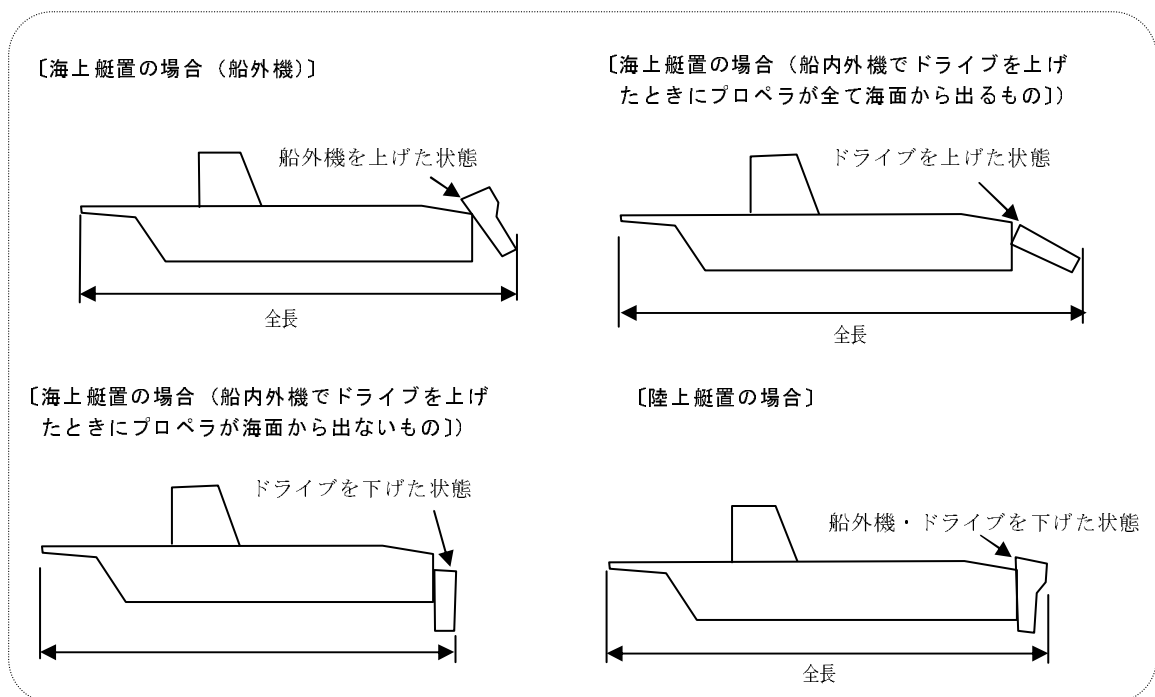
② 実測とは、実際に陸上艇置施設に係留される状態での計測をいう。

(2) 船舶の実測全長・実測最大幅の計測について

ア 艇置施設の使用許可に当たっては、船舶の実測全長や実測最大幅を職員が計測して艇置区画を決定します。

イ 実測全長や実測最大幅は、船舶の艀装品（アンカーデービット、バウスプリット、スパンカー、後部ステップ等）や船外機等（①海上艇置の場合はチルトアップの状態、②陸上艇置の場合はチルトダウンの状態）の長さをすべて含んだものになります。

このため、スパンカーなど折り畳みが可能なものについて、折り畳んで計測した場合、許可後の艇置時も同様の状態での使用が条件となります。



(3) 使用許可に当たっての審査について

艇置施設の使用許可に当たっては、広島県漁港管理条例及び同条例施行規則の規定に基づき、許可の制限への該当（暴力団組員など）の有無や申請者の要件を満たしているか否かを審査するため、本人確認資料等の提出をお願いしています。

(4) 艇置施設の区画の決定について

艇置施設の区画は、申請者の希望をもとに、申請艇の大きさや艇置区画の空き待ちの待機者の状況等を考慮して広島県が決定します。

このため、決定する艇置区画が、御希望に沿えない場合があります。

(5) 艇置艇における共同使用者の届出について

定期利用の船舶にパスカードの貸与を希望する共同使用者がいる場合には、共同使用者届

出書（様式2）により届け出る必要があります。また共同使用者は、許可を受けた艇1艇当たり最大で5名以内とします。

この共同使用者には、共同使用者用パスカード（緑色）を1人に付き1枚貸与します。

なお、共同使用者用パスカード（緑色）は、駐車場ゲートでは使用できませんので留意してください。

（6）法人管理責任者について

法人による艇置施設の使用許可申請の場合には、申請艇の管理、施設使用の手続き及びそれによって生じる権利義務の履行に関する権限を有する責任者（役員、支店長等）として、「法人管理責任者」を1名選任していただく必要があります。

なお、法人管理責任者については、使用許可申請に当たって、住民票及び本人確認資料の提出が必要です。

（7）権利の譲渡の制限について

五日市メープルマリーナ施設で受けた許可により生じる権利は、他人に譲渡したり、担保に供したり、転貸することはできません。

（8）施設を返還する場合の手続き

許可を受けた施設を返還しようとするときは、施設を原状に回復し、返還しようとする日の7日前までに施設返還届（様式第10号）を提出してください。

あわせて、返還する際には、パスカード（共同使用者分も含む。）も返却してください。

1.3 禁止事項

施設の円滑かつ適正な利用及び事故防止のため、使用者は、他の使用者の迷惑となる行為を行うなど施設内の秩序を乱す等の行為は禁止されています。

〔禁止行為〕

- ア 許可を受けている施設以外の施設に許可なく立ち入ること。
- イ 施設で魚釣り等の漁獲行為を行うこと。
- ウ 正当な理由なく施設で寝泊り等を行うこと。
- エ 構内管理道路に駐車すること。
- オ 施設に車両、荷物、ゴミ若しくは廃棄物を放置し、又は投棄すること。
- カ 施設内において、許可艇を使用して第三者にクルージング、釣、ダイビング等をさせ、又はそれらの役務を提供すること。
- キ 他の使用者の迷惑となる行為を行う等、施設内の秩序を乱すこと。
- ク 知事の事前の書面による許可なく、施設内においてボート、ヨット、エンジン、航行機器その他の物品の販売若しくは賃貸又は有償の役務の提供その他これらに類する行為を行うこと。
- ケ 施設内において、浮き船台を使用すること。
- コ 施設内において、暴行、傷害、脅迫、恐喝、器物損壊、賭博等の犯罪行為又は法令違反行為を行い、又は使用者の許可艇を使用させた者にこれらの行為を行わせること。

1.4 許可の取消し等

次のいずれかに該当する場合には、許可の取り消し、許可条件の変更、行為の中止、原状の回復等を命じる場合があります。

- ア 許可を受ける必要がある施設を許可を受けずに使用した場合
- イ 許可を行った時に付した条件に違反した場合
- ウ 詐偽その他の不正の行為により許可を受けた場合
- エ 漁港の工事の施工又は漁港の維持管理のために特に必要がある場合

- オ 許可を受けた後、許可の要件・基準を満たしていないことが判明した場合
- カ 使用期限又は許可面積の範囲を超えて使用した場合
- キ 施設を許可内容に反する方法で使用した場合
- ク 管理者に無断で施設に工作物を設置した場合
- ケ 使用施設を公用又は公共用に供する必要が生じた場合
- コ 許可により生じる権利の譲渡、担保供与、転貸の制限等に違反した場合

15 個人情報の取扱について

提出された申請書及び添付書類等に記載された個人情報は、五日市メープルマリーナ施設での許可申請等の事務処理のために使用するほか、使用後は、同施設の適正な管理を図るため、施設を管理運営する指定管理者も使用します。

これらの個人情報を目的以外に利用し、又は本人への通知なく第三者に提供することはありません。

申請先・申請に関するお問合せ先

指定管理者 株式会社ひろしま港湾管理センター

五日市メープルマリーナ施設管理棟内（広島市佐伯区海老園3丁目25-1）

電話 082-943-7760

FAX 082-922-8919

（五日市メープルマリーナは、指定管理者による施設の管理運営を実施しています。）

☆「五日市メープルマリーナ」の名称は、県民の皆様からの公募による五日市漁港フィッシャリーナの愛称です。

研修室使用許可申請書

平成 年 月 日

広島県知事様

郵便番号
申請者 住 所
フリガナ
氏 名 ㊞
(法人にあつては、事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)
電話番号 () —

次のとおり五日市漁港フィッシャリーナ施設研修室を使用したいので、許可してください。

使用 期 間	平成 年 月 日 時 分 から 平成 年 月 日 時 分 まで
使用 目 的	

注 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 とする。

誓 約 書

平成 年 月 日

広島県知事 様

郵便番号
住 所
申請者
氏 名 ㊞
(法人にあつては、事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)
電話番号

平成 年 月 日付けで使用許可申請した五日市漁港フィッシャリーナ施設の使用については、広島県漁港管理条例、広島県漁港管理条例施行規則、指定管理者等管理漁港施設使用基準及び許可の条件を遵守します。

使用期間	平成 年 月 日から平成 年 月 日		
使用施設			
備 考		行政使用欄	

また、次のことを誓約します。

- 1 次の者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。
- 2 使用許可申請の内容に虚偽の記載がないこと。

		整理番号 ※行政使用欄		
	フリガナ 氏 名 (職 名)	生年月日 (元号はいずれかを 〇してください。)	住 所 (電話番号)	※行政 使用欄
使用許可申請者 (個人で申請の場合)	フリガナ	(元号)大正・昭和・平成 年 月 日	(上記申請者欄に記載のとおり)	
法人管理責任者 (法人で申請の場合)	フリガナ	(元号)大正・昭和・平成 年 月 日	(電話番号)	
	職名			
		調査年月日 ※行政使用欄	平成 年 月 日	

- 注1 太枠内に記入してください。
2 次の書類を添付してください。

住民票(3ヶ月以内に交付されたもの)	使用許可申請者が暴力団員に該当する場合には、五日市漁港フィッシャリーナ施設の使用を許可しません。このための審査に必要ですので、現在の住所・氏名・生年月日が確認できる住民票(3ヶ月以内に交付されたもの)を添付してください。なお、御提出いただいた住民票はこの審査以外の目的には使用しません。
小型船舶操縦免許証, 自動車運転免許証又はパスポート	使用許可申請者の本人確認書類として、顔写真入りの公的証明書の写しを添付してください。なお、御提出いただいた公的証明書は、本人確認以外の目的には使用しません。

- 3 法人管理責任者は、申請艇の管理、施設使用の手続き及びそれによって生じる権利義務の履行に関する権限を有する責任者(役員、支店長等)としてください。

様式第4号(第6条、第14条関係)

(平12規則15・全改、平13規則53・一部改正)

管理漁港施設占有許可(変更)申請書

平成 年 月 日

広島県知事様

郵便番号

申請者住所

氏名

㊞

	法人にあつては、事務所の所在地、 名称及び代表者の氏名	
--	--------------------------------	--

次のとおり占有したいので、許可してください。

漁港名	
占有する施設の名称	
占有場所	
占有面積	
占有目的	
占有期間	平成 年 月 日 時から 平成 年 月 日 時まで

注 1 不用の文字は、消すこと。

2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

区分	番号
海上	
陸上	

受付日	受付者

共同使用者 届出書

様式 2

平成 年 月 日

広島県知事 様

郵便番号
住 所
申請者
フリガナ
氏 名
〔 法人にあっては、事務所の所在地、名称[㊞]
及び代表者の氏名 〕
電話番号

次の者は、申請艇の共同使用者(共同所有者、許可艇を維持管理する上で必要な者又は許可艇を操縦する上で必要な者)であるので、共同使用者用パスカードを交付してください。

なお、この届出に当たり、次の事項を誓約します。

- 1 次の者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。
- 2 この届出の内容に虚偽の記載がないこと。

(フリガナ) () 共同使用者1 氏 名 印	生年月日 (元号)大正・昭和・平成 年 月 日	住所 〒
電話番号		
(フリガナ) () 共同使用者2 氏 名 印	生年月日 (元号)大正・昭和・平成 年 月 日	住所 〒
電話番号		
(フリガナ) () 共同使用者3 氏 名 印	生年月日 (元号)大正・昭和・平成 年 月 日	住所 〒
電話番号		
(フリガナ) () 共同使用者4 氏 名 印	生年月日 (元号)大正・昭和・平成 年 月 日	住所 〒
電話番号		
(フリガナ) () 共同使用者5 氏 名 印	生年月日 (元号)大正・昭和・平成 年 月 日	住所 〒
電話番号		

注 共同使用者全員についての次の書類を添付すること。

住民票(3ヶ月以内に交付されたもの)	共同使用者が暴力団員に該当する場合には、共同使用者用パスカードを貸与できません。このための審査に必要ですので、現在の住所・氏名・生年月日が確認できる住民票(3ヶ月以内に交付されたもの)を添付してください。なお、御提出いただいた住民票はこの審査以外の目的には使用しません。
小型船舶操縦免許証、自動車運転免許証又はパスポート	共同使用者の本人確認書類として、顔写真入りの公的証明書の写しを添付してください。なお、御提出いただいた公的証明書は、本人確認以外の目的には使用しません。

様式第10号(第13条関係)

施設返還届

平成 年 月 日

広島県知事様

郵便番号

住所

氏名

㊞

(法人にあつては、事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

電話番号 () -

次により使用施設を返還します。

施設の表示	名称
	所在
	明細
指令番号	
許可年月日	平成 年 月 日
返還年月日	平成 年 月 日
備考	

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。